

令和4年度 介護職員等特定処遇改善加算による処遇の改善

社会福祉法人姫路東部福祉会では、特定処遇改善Ⅰを取得しており、それにより介護職員等の処遇改善を実施しています。それぞれの加算要件には下記のとおり取り組んでいます。【】内は事業所の区分です。

① 経験・技能のある介護職員の考え方 ※下記②の(A)の介護職員について

法人における勤務経験が10年以上あり、介護福祉士資格を有する介護職員で、新人および経験の浅い介護職員の指導ができる知識・技能を持つ介護職員

② 賃金改善を行う職員の範囲

(A)経験・技能のある介護職員 (B)他の介護職員 (C)その他の職種

③ 具体的な賃金改善内容【特養】

②の職員の範囲により「特定処遇改善手当」を創設し下記のとおり賃金を改善する

(A) 10年以上の職務経験と介護福祉士資格のある介護職員 加算手当 19,950円/月

(B) その他の介護職員 加算手当 4,750円～16,150円/月

※取得資格・勤続年数・定年年齢の前後による

(C) 介護職員以外の職員 加算手当 1,425円～6,650円/月 ※勤続年数による

※但し介護職員は年収500万円以上、その他職員は440万円以上の職員は対象外とする

③' 具体的な賃金改善内容【訪問介護】

訪問介護事業所職員は②のグループ(A)に該当する職員が無いため、グループ(B)に分類し、実際に行った訪問介護の報酬にかかる加算額を「特定処遇改善手当」として支給する。

④ 【訪問】サービス実績に基づき処遇改善手当金を支給する

訪問介護のサ責と登録ヘルパーには、サービスの実施単位に基づき処遇改善加算を算出し、その金額をサービスを実施した職員に支給する。但し、上限を3,7000円とする。

⑤ 最終的な差額(余剰分)は勤務時間に応じて配分

介護職員処遇改善加算の「給付額実績」と、上記の基づく給与改善額の「支給実績」との差額(余剰分)は、期末最終月集計後の給与支給時に「処遇改善手当調整金」として介護職員全員に勤務時間に応じて配分する。

職場環境等要件について <処遇改善加算と共通>

◎入職促進に向けた取組

- ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ② 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ③ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

◎資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ① 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等□
- ② 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動□
- ③ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
- ④ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

◎両立支援・多様な働き方の推進

- ① 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ② 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

◎腰痛を含む心身の健康管理

- ① 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ② 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ③ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施□
- ④ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

◎生産性向上のための業務改善の取組

- ① タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ② 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
- ③ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

◎やりがい・働きがいの醸成

- ① ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ② 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ③ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ④ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件について <特定加算>

- ① 「介護サービス情報公表システム」への掲載(掲載予定)
- ② 自法人のホームページへの掲載
- ③ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示(掲載予定)